令和 7 年 10月 30日

長野労働局長 三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会 会 長 山本 恭子

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年8月25日付け長野労発基0825第3号を もって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を 設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達し たので答申する。



別紙

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 長野県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化 学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具 製造業を除く。)
- (2)医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4)電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5)電気機械器具製造業
- (6)情報通信機械器具製造業
- (7)時計・同部分品製造業
- (8)眼鏡製造業(枠を含む。)
- (9)(1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業 において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う 業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
 - ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を 使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,095円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和8年1月1日